

久喜総合文化会館

久喜市菖蒲文化会館

久喜市栗橋文化会館

指定管理者募集要項

令和7年6月

久喜市市民部市民生活課

目 次

1	指定管理者の募集について	2
2	各対象施設の概要	2
3	指定管理者業務の範囲	3
4	指定管理者業務の管理基準	4
5	指定管理者と市の役割分担	4
6	管理に関する経費	5
7	指定期間	5
8	申請資格	6
9	申請方法及び提出書類一覧	6
10	指定管理者候補者の選定基準及び方法	8
11	指定管理者の指定及び協定の締結	8
12	公募のスケジュール	8
13	その他	9

【様式】

様式A「公募・現場説明会参加申込書」	12
様式B「募集要項等の内容に関する質問書」	13
様式第1号（第3条関係）「指定管理者指定申請書」	14
別紙様式「誓約書」	15

【資料】

資料1 各文化会館における決算状況（3ヶ年）	16
資料2 各文化会館の利用状況・利用人数（3ヶ年）	17
資料3 各文化会館の修繕履歴（3ヶ年）	18
資料4 市が対応した修繕履歴（3ヶ年）	22
審査基準	23

1 指定管理者の募集について

久喜市が設置している久喜総合文化会館、久喜市菖蒲文化会館及び久喜市栗橋文化会館について、民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び久喜市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例（平成22年条例第234号。以下「手続条例」という。）第2条の規定により、久喜総合文化会館、久喜市菖蒲文化会館及び久喜市栗橋文化会館、3館を一括で管理する指定管理者を募集します。

2 各対象施設の概要

1	施設名	久喜総合文化会館
	所在地	久喜市下早見140番地
	設置目的	教育文化の向上と市民福祉の増進を図るため
	開館時期	昭和62年3月
	施設概要	敷地面積：20,858.97㎡ 延床面積：8,167.37㎡ 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下1階、地上3階 主な施設： ・大ホール(座席1,218席（車椅子席4席含む）) ・小ホール(座席308席（車椅子座席4席含む）) ・プラネタリウム（座席136席） ・広域文化展示室(定員180人) ・視聴覚ライブラリー室(定員36人) ・研修室1(定員30人) ・研修室2、3(定員各18人) ・会議室(定員24人) ・和室1、2(各12畳) ・サイエンスギャラリー ・楽屋(大ホール用4室、小ホール用3室、楽屋事務室等) ・その他、各控室(主催者控室、応接室) 駐車場：舗装197台、未舗装28台、駐輪場50台
2	施設名	久喜市菖蒲文化会館
	所在地	久喜市菖蒲町菖蒲85番地1
	設置目的	市民の文化の向上と福祉の増進を図るため
	開館時期	平成10年4月

	施設概要	敷地面積：8,599.37㎡ 延床面積：3,458.06㎡ 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上3階 主な施設： ・文化ホール（座席488席） ・常設展示室（93.1㎡） ・会議室1、2、3（定員各18人） ・多目的室1（定員50人） ・多目的室2、3（定員各30人） ・楽屋（ホール用3室） ・その他（ボランティア活動室、応接室） 駐車場：舗装38台、未舗装102台、駐輪場30台
3	施設名	久喜市栗橋文化会館
	所在地	久喜市伊坂1557番地
	設置目的	市民の文化の向上と福祉の増進を図るため
	開館時期	平成6年10月
	施設概要	敷地面積：18,024.00㎡ 延床面積：3,285.19㎡ 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下1階、地上3階 主な施設： ・ホール（座席476席（車椅子席4席含む）） ・会議室1、2（定員各45人） ・視聴覚室（定員80人） ・和室1、2（定員各12人） ・工作室（定員37人） ・楽屋（ホール用2室、） ・音楽室（定員32人） ・ボランティアビューロー（定員16人） ・その他（展示室、主催者控室） 駐車場：舗装173台、未舗装81台、駐輪場80台

3 指定管理者業務の範囲

- (1) 久喜総合文化会館条例第3条第1号で規定する大ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室、楽屋控室、広域文化展示室、研修室、会議室、和室、視聴覚ライブラリー室、付属設備等の利用及びプラネタリウムの観覧に関すること。
- (2) 久喜市菖蒲文化会館条例第4条第2号で規定する文化ホール、楽屋、常設展示室、会議室、多目的室及び付属設備等の利用に関すること。
- (3) 久喜市栗橋文化会館条例第4条第3号で規定するホール、音楽室、主催者控室、楽屋、会議室、ボランティアビューロー、視聴覚室、和室、工作室、展示室及び付属設備等の利用に関すること。

- (4) 各会館の施設、設備及び物品の維持管理に関すること。
- (5) 各会館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項に関すること。
- (7) 久喜総合文化会館の軽食喫茶室、久喜市菖蒲文化会館図書館及び久喜市栗橋文化会館図書室の運営等は除く。

4 指定管理者業務の管理基準

(1) 利用時間

午前9時から午後9時30分まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、当該時間を変更できる。

(2) 休館日

①久喜総合文化会館：毎月第4火曜日（当日が祝日にあたるときは、その翌日）

久喜市菖蒲文化会館：毎月第2水曜日（当日が祝日にあたるときは、その翌日）

久喜市栗橋文化会館：毎月第3火曜日（当日が祝日にあたるときは、その翌日）

②12月28日から翌年の1月4日

※ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(3) 関係法令等の遵守

関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に管理運営を行うこと。

(4) 適切な施設の維持管理

管理運営費の削減に努め、適切に施設の維持管理を行うとともに、利用者が快適に施設等を利用できるよう努めること。

(5) 個人情報の取扱い

管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いを含む情報については、適切に取扱うこと。

5 指定管理者と市の役割分担

社会情勢や環境の変化などに伴い、新たな経費等を要することとなった場合、その負担については、原則として次の役割分担表のとおりとします。なお、次の役割分担表にない項目や内容に疑義が生じた場合は、両者協議の上、解決するものとする。

【役割分担表】

	項 目	指定管理者	市
1	物価・金利変動	○	
2	施設管理に関する法令変更による経費		○
3	施設（設備、付属設備、備品含む）の保守点検	○	
4	施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む）	○	
5	施設の修繕	○（簡易なもの）	○

6	安全衛生管理	○	
7	業務に関連して取得した利用者等の個人情報に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
8	公共施設予約システムの保守管理	△（用紙・トナー等消耗品）	○
9	事故・火災等による施設の損傷の回復	△（自己の責に帰すべき事由による場合）	○
10	施設利用者の被災に対する責任	△（自己の責に帰すべき事由による場合）	○
11	施設の火災共済保険加入		○
12	施設賠償保険加入	○	
13	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の中止・変更・延期、及び経費の増加	○	
14	市の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の中止・変更・延期、及び経費の増加		○
15	指定管理者による行政処分に対する不服申し立ての対応		○
16	管理業務に関する施設利用者への対応、及び地域住民への対応	○	
17	指定期間の終了に伴う明け渡しと原状回復及び市が指定する者に対する引き継ぎの経費	○	
18	包括的な管理責任		○
19	不可抗力（自然災害、暴動等）の発生に伴う損害及び増加費用	協議	

6 管理に要する経費

（１）利用料金の取扱い

施設の利用に係る料金は、利用料金制を導入するため、指定管理者は、市が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自ら企画・実施する各事業の収入を指定管理者の収入とします。

また、指定管理者は、条例に定める額の範囲内で利用料金を定めることができますが、市長の事前承認が必要になります。（指定管理者が必要と認めるときは、利用料金を減額又は免除することができます。）

（２）指定管理業務に係る経費

市は、指定管理業務に必要な経費を、予算の範囲内において、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに指定管理者に指定管理料として支払います。具体的な額や支払い時期・方法等は協議の上、協定で定めます。

7 指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日（５年間）

8 申請資格

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（個人での応募はできません。）
- (2) 複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続きを行ってください。
- (3) 次のいずれかに該当する法人等は応募することができません。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当し、一般競争入札の参加が制限されている法人等
 - ② 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
 - ③ 久喜市から指名停止措置を受けている法人等
 - ④ 法人税、法人都道府県民税、法人市民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
 - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (4) 本件業務に従事する選定委員会委員・本市職員等に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- (5) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、1申請者につき1提案に限らせていただきます。また、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

9 申請方法及び提出書類一覧

- ① ⑥の書類、正本1部、副本12部（複写可）を提出してください。
- ② 受付期間終了後において、提出書類の内容を変更することはできません。
- ③ 提案は、申請者1件につき1提案とします。複数の提案はできません。
- ④ 受付期間及び時間
令和7年7月15日（火）から28日（月）まで
午前8時45分から午後4時半まで（土・日及び平日の12:00～13:00は除く）
- ⑤ 申請方法
ア 市民生活課へ提出してください。（郵送の場合必着）
イ 公募説明会及び現場説明会に不参加の方の応募は認めません。
- ⑥ 提出書類（下表のとおり）

No.	書 類 名
1	指定管理者指定申請書（指定様式）
2	設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの

3	法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類)
4	役員の名簿及び履歴を記載した書類
5	法人等の予算関係書類(直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類)
6	法人等の決算関係書類(過去3か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類)
7	法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書(申請日前3か月以内に取得したもの)又はこれに準ずる書類
8	法人税、法人都道府県民税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
9	指定管理業務を行うに当たっての基本方針
10	管理執行体制(人員配置、雇用者数、業務の継続的・安定的な運営を図るための職員の確保及び職員の研修計画等)
11	自主事業に対する基本方針
12	自主事業実施計画
13	施設・設備の維持管理計画
14	サービス等を向上させるための方策(サービスの質の確保、利用率の向上、社会的弱者への配慮等)
15	利用者等のニーズの把握及び実現策
16	利用者などとのトラブルの未然防止と対処方法
17	個人に関する情報の取扱いや情報公開についての基本方針(情報管理体制その他必要と考える事項)
18	危機管理に対する方針(防災、防犯、その他緊急時の対応等)
19	久喜総合文化会館、久喜市菖蒲文化会館及び久喜市栗橋文化会館の管理運営に係る令和8年度収支予算案(市から指定管理業務に係る委託料として支払う必要額を見込みで算出すること。)
20	指定期間5年間の計画(利用人員予測、収支計画、市から指定管理業務に係る委託料として支払う必要額等)
21	事業運営を自ら評価する自己評価制度について
22	類似施設における業務実績を記載した書類(過去5年間を対象として記載)
23	その他の提案について

※ 提出書類No.1は、久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第3条で規定する「様式第1号」(別添)で、申請してください。

また、併せて、誓約書(別紙様式)を提出してください。

※ 提出書類No.2以降は、A4版横書きで任意様式としますが、書類番号を書いたインデックスを付けてください。

1 0 指定管理者候補者の選定基準及び方法

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定については、提出された申請書類に基づき、申請者の備えるべき資格、事業計画書の内容、実績等を審査する一次審査（書類審査）を行います。

その後、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による二次審査（プレゼンテーション）を実施し、審査基準に最も適合する申請者を指定管理者候補者とします。

一次審査の結果は、全ての申請者に文書で連絡します。

二次審査については、提出された申請書類に基づき、一次審査通過者により、プレゼンテーションを行っていただき、申請の内容を基に総合的に審査します。

二次審査の結果は、全ての二次審査参加者に文書で連絡します。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定する場合があります。

(2) 選定に当たっての審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 選定結果の通知・公表

- ① 指定管理者候補者の選定結果は、令和7年10月中旬から下旬頃の予定です。
- ② 選定結果は、応募者全員に文書で通知するとともに、久喜市ホームページ等で公表します。

1 1 指定管理者の指定及び協定の締結

選定委員会による選定結果をもとに、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者候補者を指定管理者とする議会の議決を経た後、速やかに基本協定を締結します。

1 2 公募のスケジュール

内 容	期 日
募集要項の配布	6月2日（月）～16日（月）
公募説明会及び現場説明会	6月26日（木）
質問書の受付	6月30日（月）～7月4日（金）
質問書への回答（ホームページで回答）	7月14日（月）
申請書の受付	7月15日（火）～28日（月）
一次審査（書類審査）	7月29日（火）～8月1日（金）

一次審査結果通知	8月7日（木）
選定委員会による二次審査	9月下旬～10月上旬
二次審査結果通知	10月中旬～下旬
議会での議決	12月下旬
指定管理者の指定(告示)	12月下旬
指定管理者候補者協定内容について協議	令和8年1月～2月
協定書の締結	令和8年3月
指定管理業務の開始	令和8年4月1日～

1.3 その他

(1) 公募説明会の開催及び現場説明会の実施

募集要項に関する説明会及び現場説明会を令和7年6月26日（木）に実施します。

	場 所	時 間
公募説明会	久喜市栗橋文化会館 会議室1・2	午前9時30分～
現場説明会	久喜市栗橋文化会館	午前10時30分～
	久喜総合文化会館	午後1時30分～
	久喜市菖蒲文化会館	午後3時30分～

※ 現場説明会会場への移動は、各事業者にて移動し、定刻までに集合してください。

※ 別紙様式Aに必要事項を記入の上、令和7年6月25日（水）午後5時15分まで（必着）に市民生活課に提出してください。

※ 申し込みについては、持参、郵送、FAX、又はメールのいずれも可としますが、持参以外で申し込みされた方は、確認のため、必ず市民生活課まで連絡をお願いします。

※ 参加人数については、各事業者2名以内とします。

※ 申し込みがない場合、当日の参加は認められません。

※ 説明会に出席されない場合、申請は受付できません。

【公募説明会及び現場説明会の申し込み先】

住 所	〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-3 久喜市役所 市民生活課
連絡先	0480-22-1111（内線 2627～2629）

F A X	0480-22-3319
メール	shiminseikatsu@city.kuki.lg.jp

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

なお、質問された方は、確認のため、必ず市民生活課まで連絡をお願いします。

受付場所	久喜市役所 本庁舎 3 階 市民生活課
受付期間	令和 7 年 6 月 3 0 日 (月) ～ 7 月 4 日 (金)
受付時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分まで
受付方法	別紙様式 B に質問内容を記入の上、F A X 又はメール
連絡先	0480-22-1111 (内線 2627～2629)
F A X	0480-22-3319
メール	shiminseikatsu@city.kuki.lg.jp

(3) 募集要項等に関する質問の回答

質問及び回答は、令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) から市ホームページで公開します。

質問者名は、公表しません。

(4) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ① 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。
- ② 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はおそれがあると認められる場合には、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときは、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ③ 指定管理者が市の指示に従わないときや、指定管理者の財政状況が著しく悪化するなど、指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ④ ②又は③により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、市に生じた損害について賠償の責めを負うことになります。
- ⑤ 市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務の可否について協議することになります。

(5) 委託等の禁止

指定管理業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

(6) 指定管理者が賠償責任を負う範囲

指定管理者は、施設の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

※ 入場者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するための保険に加入すること。

(7) 留意事項

① 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとしします。

なお、提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

② 費用の負担

申請に要する費用は、全て申請者の負担とします。

③ 情報公開条例に基づく公開請求

提出された申請書類は、久喜市情報公開条例に基づく公開請求の対象になります。

④ 申請者の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、書面により申し出ること。

⑤ 申請者の失格

申請者が次の場合に該当する場合は、失格とします。

- ・募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- ・申請書類に虚偽の記載がある場合

⑥ その他

- ・指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の適正な管理・保存に努めること。
- ・指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の情報公開に努めること。
- ・指定管理業務の実施に当たり、市内の雇用拡大及び中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- ・指定管理業務の実施に当たり、省エネルギーの徹底と環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。
- ・市と協議の上、市が設定する公の施設の管理目標の達成に努めること。

※「管理に当たっての条件」についての細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

様式A

(あて先) 久喜市市民部市民生活課

E-mail : shiminseikatsu@city.kuki.lg.jp

公募・現場説明会参加申込書

年 月 日

久喜総合文化会館、久喜市菖蒲文化会館及び久喜市栗橋文化会館の指定管理者の応募に係る公募・現場説明会に下記のとおり申し込みいたします。

記

団 体 名	(所在地、名称、代表者名等をご記入ください。)
参 加 者 (1団体2名まで)	
連 絡 先	(担当者名、所属、電話番号、E-mail 等をご記入ください。)

様式B

(あて先) 久喜市市民部市民生活課

E-mail : shiminseikatsu@city.kuki.lg.jp

募集要項等の内容に関する質問書

年 月 日

団 体 名 :

所 在 地 :

代表者名 :

担当者名 :

連 絡 先 :

E-mail:

頁	質 問 項 目	質 問 内 容

様式第 1 号(第 3 条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者名 ㊟

指定管理者の指定を受けたいので、久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

別紙様式

年 月 日

誓 約 書

久喜市長 あて

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者名

㊦

久喜総合文化会館、久喜市菖蒲文化会館及び久喜市栗橋文化会館の指定管理者指定申請を行うに当たり、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- 2 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- 3 久喜市から指名停止措置を受けている法人等
- 4 法人税、法人都道府県民税、法人市民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
- 5 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

各文化会館における決算状況（3ヶ年）

項目		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		全体	久喜総合文化会館	菫蒲文化会館	栗橋文化会館	全体	久喜総合文化会館	菫蒲文化会館	栗橋文化会館	全体	久喜総合文化会館	菫蒲文化会館	栗橋文化会館
収入	指定管理料	207,100	118,461	48,027	40,612	202,510	112,460	49,473	40,577	203,616	113,285	49,888	40,443
	利用料金収入	48,231	40,355	3,186	4,690	52,395	44,095	2,667	5,633	54,703	45,304	2,996	6,403
	プラネタリウム収入	1,065	1,065	0	0	1,203	1,203	0	0	1,495	1,495	0	0
	文化事業収入	9,387	7,936	935	516	28,283	24,797	1,818	1,668	33,397	30,512	1,727	1,158
	雑収入	953	831	26	96	1,263	1,117	16	130	1,303	1,144	19	140
収入合計 (A)		266,736	168,648	52,174	45,914	285,654	183,672	53,974	48,008	294,514	191,740	54,630	48,144
支出	管理費	143,126	81,083	30,280	31,763	148,650	84,748	30,350	33,552	155,430	88,430	31,388	35,612
	委託料	97,467	65,203	19,692	12,572	99,337	66,487	20,038	12,812	97,972	65,244	19,500	13,228
	事業費	12,623	9,921	1,625	1,077	33,597	28,850	2,497	2,250	34,691	30,795	2,047	1,849
	支出合計 (B)	253,216	156,207	51,597	45,412	281,584	180,085	52,885	48,614	288,093	184,469	52,935	50,689
収支差額 (A) - (B)		13,520	12,441	577	502	4,070	3,587	1,089	△606	6,421	7,271	1,695	△2,545

(単位：千円)

【参考：指定管理料の推移】

(単位：円)

	久喜総合文化会館	菫蒲文化会館	栗橋文化会館	合計
令和3年度	118,728,527	45,105,799	39,090,674	202,925,000
令和4年度	118,461,000	48,027,000	40,612,000	207,100,000
令和5年度	112,460,000	49,473,000	40,577,000	202,510,000
令和6年度	113,285,000	49,888,000	40,443,000	203,616,000
令和7年度	113,249,000	50,301,000	40,304,000	203,854,000
合計	576,183,527	242,794,799	201,026,674	1,020,005,000

各文化会館の利用状況・利用人数（3ヶ年）

施設名	令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	利用回数(回)	利用日数(日)	利用者数(人)	利用回数(回)	利用日数(日)	利用者数(人)	利用回数(回)	利用日数(日)	利用者数(人)	
久喜総合文化会館	大ホール	420	169	65,842	435	182	82,090	451	182	79,730
	小ホール	465	211	29,372	449	206	31,948	445	207	35,537
	会議室	481	250	3,949	471	248	5,148	392	203	4,926
	研修室1	711	325	7,087	689	330	7,115	661	318	7,207
	研修室2	634	314	4,775	682	314	3,755	674	307	4,651
	和室1	350	167	2,432	282	123	2,155	248	117	2,788
	和室2	392	186	2,450	364	171	2,392	345	159	3,058
	広域文化展示室	598	270	18,960	594	263	19,933	551	239	17,836
	視聴覚室	558	287	7,997	547	288	8,304	533	275	8,709
	研修室3	524	269	5,057	475	267	5,950	484	267	6,796
合計	5,133	2,448	147,921	4,988	2,392	168,790	4,784	2,274	171,238	
菖蒲文化会館	文化ホール	296	132	11,576	284	137	12,708	310	133	13,357
	楽屋1	206	74	334	206	82	354	191	75	345
	楽屋2	227	88	477	215	88	551	196	79	565
	楽屋3	188	66	290	198	77	319	179	72	330
	常設展示室	104	34	599	66	26	770	55	20	833
	会議室1	264	142	1,182	214	126	1,104	207	130	1,084
	会議室2	199	95	946	209	100	1,130	178	88	1,008
	会議室3	246	129	1,183	243	126	1,251	216	117	1,028
	多目的室1	416	246	4,653	427	251	4,835	364	222	4,009
	多目的室2	332	184	2,366	315	180	2,474	291	165	2,479
多目的室3	330	182	2,161	294	162	2,079	283	166	2,180	
合計	2,808	1,372	25,767	2,671	1,355	27,575	2,470	1,267	27,218	
栗橋文化会館	ホール	341	160	16,480	334	155	18,298	346	153	24,120
	音楽室	423	213	3,198	459	232	3,611	451	227	4,899
	楽屋1	123	53	108	162	69	500	165	71	409
	楽屋2	112	47	99	140	57	438	152	64	372
	主催者控室	112	48	104	141	58	430	144	60	333
	会議室1	341	206	3,805	325	188	4,423	344	197	5,124
	会議室2	343	204	3,771	323	186	4,356	335	189	4,915
	視聴覚室	222	134	2,894	238	141	3,780	259	147	4,050
	和室1	172	97	844	143	88	629	185	111	1,043
	和室2	141	68	621	107	57	434	150	77	868
工作室	263	138	3,390	234	128	3,499	259	142	4,253	
合計	2,593	1,368	35,314	2,606	1,359	40,398	2,790	1,438	50,386	

各文化会館の修繕履歴（3ヶ年）

施設名	年度	実施日	修繕工事	金額
久喜総合文化会館	R 4 年度	R4. 4. 9	事務所ドア施錠、交換修繕	38,500
		R4. 4. 26	駐車場入口高木選定作業	99,000
		R4. 4. 26	楽屋通路天井漏水の天井ボード修繕工事	108,900
		R4. 5. 2	事務所キャビネット施錠修理作業	39,600
		R4. 5. 2	研修室3壁掛け内線電話交換作業	27,830
		R4. 5. 6	大ホール男子トイレ漏水改修工事	19,800
		R4. 6. 28	楽屋廊下上部排煙トップライトアクリル板漏水修繕	568,700
		R4. 7. 18	自転車置場屋根破損部修繕工事	1,287,000
		R4. 7. 27	火災報知設備感知器交換作業	47,300
		R4. 8. 6	給湯室排水管路詰まり修繕工事	60,500
		R4. 8. 23	レンズバルサムはがれ修理（3個）	39,600
		R4. 8. 27	客席誘導灯ライト交換（10個）	111,240
		R4. 9. 2	広域文化展示室扉施錠鍵折れ修理	30,800
		R4. 9. 29	会議用テーブル足溶接修理	15,730
		R4. 10. 25	受電盤表示ランプ交換工事	55,000
		R4. 10. 28	設備室暖房用配管漏水修繕工事	192,500
		R4. 11. 8	大ホールパワーアンプ修理	60,500
		R4. 11. 24	Kホールパッケージエアコン修繕工事	106,700
		R4. 12. 5	CO2濃度計交換修繕	165,000
		R4. 12. 5	中央監視装置UICバッテリー交換修繕	5,720
		R4. 12. 13	リモコンプレーカー交換修繕	13,200
		R4. 12. 13	スカイライン投影機駆動モーター修繕	7,700
		計		3,100,820
	R 5 年度	R5. 4. 19	自動火災報知設備感知器交換工事	198,000
		R5. 4. 23	AC-2 電動三方弁バイパス管漏水修繕工事	228,800
		R5. 5. 26	応接室入口鍵修繕工事	16,500
		R5. 6. 7	楽屋シャワー室水栓器具交換工事	440,000
		R5. 6. 13	中央監視装置MCU保護用UPS交換	132,000
		R5. 6. 20	守衛室照明器具交換工事	104,610
		R5. 7. 28	監視装置MCU用UPSバッテリー及びAC-11微差圧スイッチ交換工事	99,000
		R5. 8. 29	会議用テーブル足部分溶接修繕	12,100
		R5. 9. 7	メモリーレコーダー修理	61,600
		R5. 9. 27	大ホール幕生地修繕	176,000
		R5. 10. 11	スカイライン投影機モーター修繕	18,238
		R5. 11. 27	Kホール横倉庫鍵交換修繕	41,800
		R5. 11. 28	大ホール空調設備制御内容変更工事	319,000
		R6. 3. 10	会議用テーブルシート張り修繕	38,976
		R6. 3. 25	非常用照明器交換工事	196,900
		計		2,083,524

施設名	年度	実施日	修繕工事	金額
久喜総合文化会館	R 6 年度	R6. 4. 14	給湯室排水管詰り修繕	60,500
		R6. 5. 16	研修室 1 用お客様用スリッパ修繕	30,320
		R6. 5. 22	研修室 1 ピアノ椅子修繕	33,800
		R6. 5. 23	楽屋廊下天井雨漏りの点検口設置及び屋根廻りコーキング修繕	99,880
		R6. 6. 25	事務室LEDランプ交換工事	276,298
		R6. 6. 28	非常照明用蓄電池仮設工事	473,000
		R6. 7. 3	東側高木樹木剪定作業	291,500
		R6. 7. 4	スタインウェイピアノジャックスティック修理	5,500
		R6. 7. 22	自動火災報知設備感知器交換工事	209,000
		R6. 7. 23	カルチャー入口自動ドア扉修繕工事	418,000
		R6. 8. 8	Kホール裏口ドア錠修繕	22,000
		R6. 8. 27	給湯室排水管修繕工事	308,000
		R6. 8. 28	楽屋 7 内線電話取替修繕	16,060
		R6. 9. 12	会議用テーブル溶接修繕	28,050
		R6. 9. 13	会議用テーブル追加購入 (2台)	39,582
		R6. 10. 4	事務所前トイレ詰り排水管修繕	93,500
		R6. 10. 30	会議用テーブル追加購入 (20台)	800,000
		R6. 11. 5	ブラネタリウムコンソール修繕	6,336
		R6. 11. 22	小ホールホワイエカーペット修繕	8,800
		R6. 12. 25	自家用発電機水槽用ボルトアップ交換修繕	5,183
		R6. 12. 25	熱交換 1 次ポンプ圧力計交換修繕	1,845
		R6. 12. 25	大ホール楽屋洗面台水道詰まり修繕工事	44,000
		R7. 1. 15	大・小ホール用プロジェクター購入	85,129
		R7. 3. 6	ブラネタリウム経度ポリウムのコンソール修繕	6,336
		計		3,362,619

施設	年度	実施日	修繕工事	金額
菖蒲文化会館	R 4 年度	R4. 4. 4	1階男子トイレ清掃用シンク排水詰まり修繕	13,200
		R4. 4. 19	1階男子トイレ大便器詰まり修繕	8,800
		R4. 5. 17	加圧給水ポンプユニット・ポンプ分解整備	327,800
		R4. 6. 8	CO2濃度発信器交換修繕	466,180
		R4. 6. 9	喫茶店パロキア入口ドア修繕	198,000
		R4. 7. 19	1階男子トイレ小便器センサー交換	72,380
		R4. 7. 24	3階消火栓ホース、1階誘導灯交換	269,500
		R4. 8. 3	1階女子トイレロータンク修理	29,370
		R4. 8. 19	停電事故緊急対応修繕	187,000
		R4. 8. 19	停電事故緊急対応修繕	253,000
		R4. 9. 6	1階多目的トイレウォシュレット修理	16,313
		R4. 9. 20	舞台用ヘッドセット	33,440
		R4. 9. 21	空調設備ACP-10系統部品交換	330,000
		R4. 10. 31	消火器リサイクル処分費	6,600
		R4. 11. 24	中央監視用UPSバッテリー交換	134,200
			計	2,345,783
	R 5 年度	R5. 4. 3	非常用発電設備充電器及び始動用蓄電池交換	1,259,500
		R5. 5. 8	1階男子トイレ大便器詰まり修理一式	8,800
		R5. 5. 22	2階女子トイレ・楽屋女子トイレボールタップ修理一式	37,400
		R5. 5. 25	ホールワイヤレスマイクハンド形・タイピン形交換	209,000
		R5. 7. 13	避難口誘導灯交換	55,000
		R5. 8. 23	緊急応動費（警報対応・漏電チェックのため）	27,500
		R5. 8. 26	インバーター不良による、伊奈町コミュニティセンター借用（ホール代）	72,000
		R5. 8. 26	インバーター不良による、伊奈町コミュニティセンター借用（付属費）	52,800
		R5. 9. 6	1階女子トイレ洗面台自動水栓交換	61,600
		R5. 9. 12	エントランス用室外ファンモーター交換	198,000
		R5. 9. 20	屋根雨漏り補修	1,150,000
		R5. 11. 8	VCS交換のための作業	99,000
		R5. 11. 8	高圧電磁接触器交換工事	998,800
			計	4,229,400
	R 6 年度	R6. 4. 8	ボランティア活動室エアコン設置	660,000
		R6. 6. 6	消火栓ホース交換（16本）	193,600
		R6. 8. 27	消火器交換（2本）	16,500
		R6. 8. 30	図書館エアコン水漏れ対応（ドレン薬品洗浄）	220,000
		R6. 9. 3	2F女子トイレロータンク部品交換	11,000
		R6. 10. 24	1F多目的トイレ・シャワートイレ修理	22,660
		R6. 10. 26	パーテーション修理	50,000
		R6. 12. 20	外灯灯具 LED更新工事3台	277,750
		R7. 1. 19	会議用机更新	293,748
		R7. 1. 23	ホール座席部品交換修繕	193,600
			計	1,938,858

施設	年度	実施日	修繕工事	金額
栗橋文化会館	R 4 年度	R4. 4. 19	外階段補助手摺取り付け工事	147,400
		R4. 4. 29	屋上防水不良部およびコーキング一部修繕	170,500
		R4. 7. 27	作業灯弱電制御ユニット交換修繕	193,600
		R4. 9. 8	視聴覚室ファンコイルユニット水漏れ修理	132,000
		R4. 9. 14	排水管廻り詰まり及び自動水栓修理	380,600
		R4. 10. 6	排水管詰まり修理および自動水栓取替工事	188,100
		R4. 10. 12	2階廊下漏水部修繕および天井修繕工事	133,100
		R4. 10. 25	会議室・視聴覚室系統ドレン配管修繕	550,000
		計		1,895,300
	R 5 年度	R5. 4. 11	ホール棟楽屋トイレ漏水修繕	44,000
		R5. 4. 18	分電盤タイマーおよび会議室照明交換	54,010
		R5. 4. 27	ホール2F女子トイレ・事務所1F男子トイレ漏水修繕	59,400
		R5. 5. 1	期限切れに伴う消火器交換	482,900
		R5. 5. 10	ホール搬入口大型扉ハンドル取付工事	99,000
		R5. 5. 12	ロールスクリーン取替工事	198,000
		R5. 6. 23	誘導灯点灯用非常電源交換工事	17,380
		R5. 8. 23	ホール棟1階トイレ漏水修繕	77,000
		R5. 9. 14	2階廊下天井（エレベーター横）雨漏り修繕	89,980
		R5. 9. 25	北側通路高木消毒	41,800
		R5. 10. 17	ロビー天井照明交換（第一回請求）	280,720
		R5. 12. 21	温水器修繕（1、2階給湯室）	66,000
		R5. 12. 25	ホール棟2F女子トイレ 手洗い水栓修理トイレ漏水修繕	82,500
		R6. 1. 18	2階和室横誘導灯修繕	77,000
		R6. 2. 3	1階男子トイレ和式便器修理	38,500
		R6. 2. 14	駐車場砂利購入	33,000
		計		1,741,190
	R 6 年度	R6. 4. 1	ロビー天井照明交換	251,900
		R6. 5. 1	視聴覚室分電盤修繕	95,700
		R6. 5. 21	北側通路段差解消修繕	38,500
		R6. 6. 13	北側通路樹木害虫駆除	11,000
		R6. 6. 24	図書室出入口扉調整修繕	55,000
		R6. 7. 15	南側玄関通路前段差解消工事	33,000
		R6. 7. 17	第1駐車場捨看板作成	24,816
		R6. 7. 23	冷却塔自動給水装置交換	104,500
		R6. 8. 11	北側通路樹木害虫駆除/2回目	5,500
		R6. 9. 6	視聴覚室スクリーン購入	19,999
		R6. 9. 17	オイルタンク廻り指示計交換修繕	660,000
		R6. 9. 17	北側通路樹木害虫駆除/3回目	5,500
		R6. 9. 19	ホール舞台階段修理	19,800
		R6. 9. 24	2階和室空調機漏水修繕	157,300
		R6. 11. 1	北側玄関扉調整修繕	52,800
		R6. 11. 13	視聴覚室照明スイッチ配線他修繕	82,500
		R6. 12. 19	ホール客席修理	14,300
		R6. 12. 23	誘導灯・非常照明灯バッテリー交換	55,000
		R7. 1. 21	北側通路植木伐採	106,700
		R7. 3. 3	事務室LED蛍光灯	128,700
		計		1,922,515

市が対応した修繕履歴（3ヶ年）

年度	工事名	施工場所	金額
令和4年度	久喜総合文化会館大ホール空調設備改修工事	久喜総合文化会館内	96,371,000
令和5年度	菖蒲文化会館ホール系統空調機交換工事	菖蒲文化会館内	42,680,000
	菖蒲文化会館高圧電磁接触器交換工事	菖蒲文化会館内	4,719,000
令和6年度	久喜総合文化会館舞台幕地及び舞台機構設備交換工事	久喜総合文化会館内	33,968,000
	久喜総合文化会館非常用電源装置蓄電池交換工事	久喜総合文化会館内	9,900,000
	久喜総合文化会館高圧遮断器交換工事	久喜総合文化会館内	4,805,900
	菖蒲文化会館エントランス系統空調設備交換工事	菖蒲文化会館内	15,147,000
	栗橋文化会館調光ユニット室等空調設備更新工事	栗橋文化会館内	1,265,000

審査基準

審査	評価項目	評価基準	配点	
1 次 審 査	①指定管理者としての受託実績	過去5年間に於いて、地方公共団体又は一部事務組合の発注する同種業務について、受託した実績があるか。	5点	
	②組織・連絡体制	組織としての責任体制、管理現場との連絡体制は確立されているか。	3点	
	③個人に関する情報の取り扱い、情報公開について	個人に関する情報の取り扱い、情報公開について、適正な対応できる体制が構築されているか。	2点	
	小計（A）		10点	
2 次 審 査	①指定管理業務の基本方針について	基本方針が施設の設置目的に合致しているか。	10点	
		施設の管理運営の内容を理解し、平等な利用の確保が図れる提案か。		
		管理運営に対する意欲や熱意、ノウハウは十分にあるか。		
	②管理執行体制について	事業の運営に必要な知識と資格を持った人材の確保・研修体制があるか。	10点	
		適切な職員数等を配置できる体制を整えているか。		
		適切な勤務ローテーションにより、安全かつ質の高いサービスが提供できるか。		
	③自主事業について	会館の設置目的を達成するため、企業の創意工夫による実現可能な提案がされているか。	10点	
		施設の維持管理に基本的な考え方は適正か。（施設の状態を理解しているか）		15点
		清掃・設備保守・警備など適切に計画されているか。		
	④施設・設備の維持管理計画	設備の故障など、緊急時の対応の計画があるか。	15点	
		その他、独自の提案等があるか。		
		利用者ニーズ、苦情を適切に把握し、サービスに反映させる取り組みが構築されているか。		10点
	⑤サービスの向上及び利用者トラブル未然防止について	利用者からの苦情・トラブルの対応について具体的な提案はあるか。	10点	
		様々な利用者が快適に利用できる具体的な提案があるか。		
		災害・事故・緊急時等の対応及び組織体制は構築されているか。		10点
⑥危機管理・安全対策について	災害等の発生に備えた訓練等の実施は予定されているか。	10点		
	その他、独自の危機管理対策等の提案はあるか。			
	⑦5年間の事業計画について		基本方針に基づき、事業計画が策定されているか。	10点
適正な根拠により積算されているか。				
サービスの維持向上とコスト削減を両立させる、具体的かつ現実的な提案であるか。				
管理経費の縮減に向けた工夫について、具体策が示されているか。				
⑧自己評価制度について	施設管理者として自己評価の取り組みが策定されているか。	5点		
	自己評価の結果を管理運営の改善に結びつける内容か。			
⑨その他提案について	その他、効率的、効果的、魅力的、市民に協力的な提案がされているか。	10点		
小計（B）		90点		
合計（A）＋（B）		100点		

※ 各委員の総評価点は100点（施設所管課による一次審査の採点10点、委員による二次審査の採点90点）です。

※ 最低制限基準は、100点（1人当たりの総評価点の満点）に審査に加わった委員数を乗じた点数の60%とします。

他の応募者がいない場合でも、最低制限基準に満たない場合には選定されず、再度募集を行います。